

公益財団法人日本陸上競技連盟  
利益相反管理委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）利益相反管理規程第7条の規定に基づいて設置する利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

(所掌)

第2条 委員会は、利益相反管理規程に定める準利益相反取引についての審議、承認を所掌とする。

(委員)

第3条 委員会に、つぎの委員を置く。

委員長 1名 委員 5名以内

2 委員長及び委員は、理事会の決議によって選任する。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、本連盟役員の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 本委員会は、議決権を有する委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

3 本委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。

4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決権を有しない。

5 本規程に定めるもののほか本委員会の所掌事項の実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

1 この規程は、2024年3月26日から施行する。